

杉並区教育委員会 宛

学 校 名 杉並区立井草中学校

校長氏名 今 泉 智 英
(公印省略)

令和 8 年度教育課程について (届)

このことについて、杉並区立学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおりお届けします。

記

1 学校の教育目標

(1) 教育目標

「自主自律 (人格) ー創造性 (知育) 豊かな心 (徳育) 健やかな身体 (体育) ー」
基本理念
「世の中に貢献し、未来を拓くグローバル人材の育成」
(※グローバル人材…国際社会に生きる地域人材)

(2) 目標達成の基本方針

- ①日本国憲法、教育基本法、学校教育法施行規則等の諸法令及び学習指導要領、東京都教育ビジョン (第4次)、「杉並区教育ビジョン2022」、「『令和の日本型教育』の構築を目指して」を踏まえ、人格の完成と自己有用感の醸成を目指す
- ②各教科等の時間を通じて、「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」を指導の柱とする
- ③特別活動の時間を要とし、キャリア教育の指導を通して、「見つめる力 (自己理解・自己管理能力)」、「関わる力 (他者理解・人間関係形成能力)」、「見通す力 (自己実現・キャリアプランニング能力)」、「解決する力 (主体的な学び・課題解決能力)」を身に付けさせる
- ④学習指導・生活指導・進路指導その他すべての教育活動の基盤となる人権教育を推進し、いじめの未然防止に努め、自他を大切に育む豊かな心を育む
- ⑤組織的かつ計画的に教育活動の質向上を図るための、カリキュラム・マネジメントと働き方改革を推進する
- ⑥世の中の諸事象に対し、生徒・教職員がすすんで関心をもち、教育活動に地域人材や多様な機関等を積極的に活用し、社会に開かれた教育活動としての質を向上させるとともに厚みをもたせる
- ⑦総合的な学習の時間において、興味・関心に応じて自ら課題を設定し、追究する探究学習を行い、時代が求める力の基盤となる力を習得する
- ⑧多様性を包摂し、ちがいを認め合い、自分らしく生きるための特別支援教育の充実を図る
- ⑨ICTを効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、教育活動の質向上を図り、情報活用能力を育成する
- ⑩各種調査結果を活用し、生徒・教職員の課題を確認し、改善を図りながら、世の中に貢献し、未来を切り拓く人材を育成する
- ⑪「学校運営協議会」「学校支援本部」「地教連」との連携により、いい町・いい学校をつくる

2 指導の重点

(1) 各教科等（各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動）

① 各教科

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、「資質・能力の3つの柱」の定着を目指した教育活動を展開する
- ・持続可能な社会の担い手として、未来社会を切り拓くための資質・能力の基礎を備えた生徒を育成する
- ・教師が授業の「めあて」「流れ」「まとめ」を明示し、「分かる喜び」「学ぶ楽しさ」を実感できる授業を目指す
- ・生徒の「授業評価」や「定着度調査」等を通し、定着を図る上の課題を把握し、教師の指導と改善につなげる
- ・定期考査の実施だけでなく、内容や単元のまとまりを意識した単元テスト・小テストの実施により、学習の到達度を細かく確認し、各種資料等を活用することで、適正な評価・評定の実施と改善につなげる
- ・生徒が見通しをもって計画的に学習がすすめられるよう、指導・評価計画を策定するとともに、すべての観点の定着を目指し、それぞれの評価材料を各観点別に整えて明示する。
- ・「全国学力・学習状況調査」の結果分析と活用により、生徒の学力把握を適正に実施し、改善策を検討し、授業実践につなげる
- ・体力等調査結果を踏まえ、保健体育科の指導を通して日常的な運動習慣の確立を体力の向上を目指す

② 特別の教科 道徳

- ・全体計画を中心に道徳的心情や態度、価値観等自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者を思いやり、よりよく生きるための基盤となる道徳性を涵養していく
- ・道徳教育推進教師を中心に、授業参観や各種研修への参加を通して、指導力の向上を図る
- ・学年所属教員全員による道徳科の指導を年間10時間程度実施し、評価を適正に行うための研究と改善を行う
- ・昨年度に実施した保護者や地域の願いを汲むためのアンケート結果に基づき、今年度は「思いやり、感謝」をテーマとした道徳授業地区公開講座を実施する
- ・人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるとともに、いじめの未然防止に役立てることができるよう、「生命の尊さ」を年間の重点項目として指導する

③ 総合的な学習の時間

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、「資質・能力の3つの柱」の定着を目指した教育活動を展開する
- ・探究的な見方・考え方を働かせ、SDGsを中心概念とした教科等横断的な協働探究学習を実施することで、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えるための資質・能力を育成する
- ・生徒自身が主体的な思考や判断、表現を追究できる場となる個人探究学習を実施し、生徒の学びを支援する
- ・「地域協力・協働」「情報モラル教育」「キャリア教育」等の現代的な諸課題をテーマとした授業を実施し、実社会や実生活の中から問いを見だし、情報を整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする

④ 特別活動

- ・「生徒会活動」「学校行事」などをはじめとする特別活動を、生徒の「主体的な活動」「協働・協力」を実践する場として位置付け、自分の役割を果たして活動する力や人や社会と関わる力を身に付ける
- ・組織的・体系的な働きかけによる「生徒会活動」を通して、社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育成し、一人ひとりの発達を促していく
- ・体育的行事・文化的行事・集団宿泊的行事の実施を通して、基礎的・汎用的能力（関わる力、見つめる力、解決する力、見通す力）の向上を目指す
- ・社会形成能力や人間形成能力、キャリアプランニング能力の基礎的・汎用的能力を身に付けることにより、生徒の「自尊感情」「自己肯定感」を向上させる
- ・毎月の人権スローガンに基づき、多様な価値観や背景を理解し互いを認め合う態度を育む人権教育を推進する
- ・学校コーディネーターとの連携・学校支援本部との協働による教育活動を実施する（家庭科、部活動等）

(2) その他の教育活動

① 生活指導

- ・生徒指導提要に基づき、時間、場所、状況を踏まえた指導を実施する
- ・いじめの未然防止と早期対応を目的とした「いじめアンケート」を月末に実施し（4月、5月、6月、9月、10月、11月、1月、2月）、月初に学校いじめ対策委員会を開催して組織的対応を図る（8月を除く毎月）
- ・不登校生徒対応のための「登校支援委員会」を毎月実施する
- ・「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を活用した組織的対応を推進する
- ・道徳科を含む年3回のいじめに関する授業、校内での年3回の教職員へのいじめ関連研修（4月、9月、1月）を実施する
- ・特別な支援を要する生徒に対し、特別支援教育コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子ども家庭支援センター、児童相談所、適応指導教室等と連携を図りながら、個に応じた環境整備を推進する
- ・校内の居場所づくりにおける「登校支援教室（おあしす）」を開設し、不登校傾向にある生徒に対し、社会的自立・職業的自立に向けた支援を実施する
- ・警察署や少年センターとの連携を強化し、生活指導事項への万全な対応を図る

② 安全指導

- ・学校危機管理対応マニュアルに基づく安全点検を月末に実施し（4月、5月、6月、9月、10月、11月、12月、1月、2月）、重大事故の未然防止を図り、安全管理を徹底する
- ・関係各機関との連携による現実的な「危機対応訓練」を通して多様化する様々な危機への対応力の向上を図る
- ・地域の実情に応じた「震災救援所訓練」を実施し、実際に直面する災害に対して地域人材として世の中に貢献するための基盤となる力を養うとともに、「3.11を忘れない」防災教育を3月に実施する
- ・毎月の計画的・継続的な安全教育の充実とともに、毎学期のSOSの出し方に関する教育の充実を図る
- ・第3学年において薬物乱用防止のためのセーフティ教室及び意見交換会を実施する
- ・性暴力防止のための生命の安全教育を7月と12月に実施し、生命尊重をねらいとしたいのちの教育を5月と9月に実施する

③ キャリア教育

- ・特別活動の時間を要としたキャリア教育を全面的に展開し、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、生徒のキャリア発達を促し、勉強する意義や意味を考えさせる
- ・第1学年「職業調べ」、第2学年「職場体験」、第3学年「進路選択」についての指導を通して、関わる力、見つめる力、解決する力、見通す力を養う
- ・進路指導の実践をキャリア教育の視点から捉え直し、その在り方を見直す指導を充実させる

④ 特別支援教育

- ・「特別支援学級（i組）」のユニバーサルデザインを重視した教育活動を通常学級にも取り入れ、全教職員による「インクルーシブ教育」を推進し、すべての生徒の学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の獲得・向上を目指す
- ・特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、特別支援教室専門員を要とした「支援教育委員会」の開催により、特別支援教育の充実を図る
- ・「個別指導計画」に基づき、巡回指導教員や特別支援教室専門員による学習支援を中心とした校内体制の充実を図る
- ・個別の支援が必要な生徒の早期見取りと関連機関との連携強化を推進するとともに、学校支援本部と連携した地域人材を活用した支援体制の構築を図る

⑤ 読書活動の推進

- ・生徒全員が学校図書館の図書を活用する
- ・読書を通じた豊かな心の育成とともに、確かな学力の育成の基盤となる「朝読書」を行う